

平成29年度モデル事業実施自治体意見交換会 資料

平成29年10月26日(木)

資料2-2

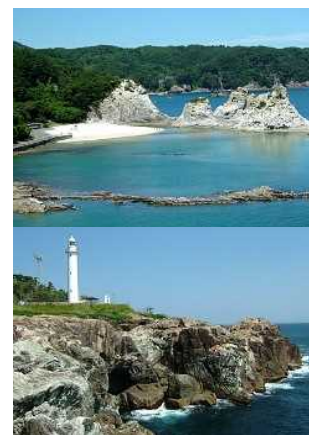
平成29年10月26日

宮古市における 要介護者等への訪問歯科健診等 モデル事業について



宮古市の概要

- 平成17年6月6日宮古市、田老町、新里村が新設合併
平成22年1月1日に宮古市に川井村が編入合併
- 人口 54,573人（平成29年4月1日現在）
- 世帯数 24,034世帯（平成29年4月1日現在）
- 65歳以上の高齢者の割合 35.4%（平成29年4月1日現在）
- 合併後の面積 1,259.89平方キロメートル



宮古市の歯科保健事業について（高齢者）

事業名	対象	内容
介護予防普及啓発事業 (介護予防教室)	65歳以上の方	歯科医師あるいは歯科衛生士による歯科講話および口腔ケア指導と、歯科衛生士および保健師による嚥下機能訓練等により介護予防を実践できるよう知識と技術の普及を図る。
高齢者歯科健康教室	70歳、75歳	高齢受給者証等交付時に歯科医師あるいは歯科衛生士等による歯科口腔保健についての講話および口腔体操や唾液腺マッサージなど口腔ケアの指導を実施し、介護予防を実践できるよう知識と技術の普及を図る。
歯科健康相談	高齢者	地区別健康相談時における歯科医師、歯科衛生士による歯科健康相談と口腔ケア指導を行う。
在宅要介護者等への訪問歯科健診等モデル事業	75歳以上の在宅の要介護3～5の方	在宅の後期高齢者で、一般の歯科医院受診が困難である要介護者に対して、訪問歯科健診および口腔ケア指導等を行い、誤嚥性肺炎等の高齢者特有の疾病の予防を図る。

在宅要介護者等への訪問歯科健診等モデル事業の概要

○目的

歯科健診を受診できない在宅高齢者に対して歯科健診、歯科保健指導、口腔ケア等の歯科保健サービスを実施するとともに、本人または介護者に対して日常的な口腔ケアの実施方法を指導し、もって誤嚥性肺炎等高齢者特有の疾病を予防することを目的とする。

○委託機関

宮古市歯科医師会

○協力機関

居宅介護支援事業所、通所介護支援事業所等

在宅要介護者等への訪問歯科健診等モデル事業の概要

○実施対象者

対象地区の75歳以上で在宅の要介護3，4，5の方

ただし以下の方を除く

- (1) 医療保険や介護保険において歯科に関する管理等を受けている方
医療保険：歯科訪問診療料、歯科在宅疾患療養管理料、訪問歯科衛生指導料等
介護保険：通所介護費（口腔機能向上加算）、居宅療養管理指導費、歯科衛生士等
居宅療養管理指導費等
概ね1年間管理等を受けていない方を対象者とする。
ただし必要と認められる場合には1年を経過しない場合であっても対象者とする。
- (2) 後期高齢者医療制度歯科健康診査を受診した方
前年度4月1日から3月31日までの間に75歳の誕生日を迎えた後期高齢者医療制度
被保険者が対象者の歯科健診

在宅要介護者等への訪問歯科健診等モデル事業の概要

○実施内容

- 歯科医師または歯科衛生士が自宅等を訪問し、開始時の訪問歯科健診結果に基づいた口腔ケアを行う。
- 同様の指導を立ち合いの家族や介護スタッフに対しても行う。
- 口腔ケア用品と口腔ケアに関するリーフレットを配布し、口腔ケアの継続を図る。
- 歯科口腔ケア及び指導を自宅等では行えない状況の場合は、通所介護事業所を利用している場合、施設において同上の口腔ケアを行う。
- 評価方法は開始時と終了時における歯科健診結果および事後アンケート調査により行う。

在宅要介護者等への訪問歯科健診等モデル事業の概要

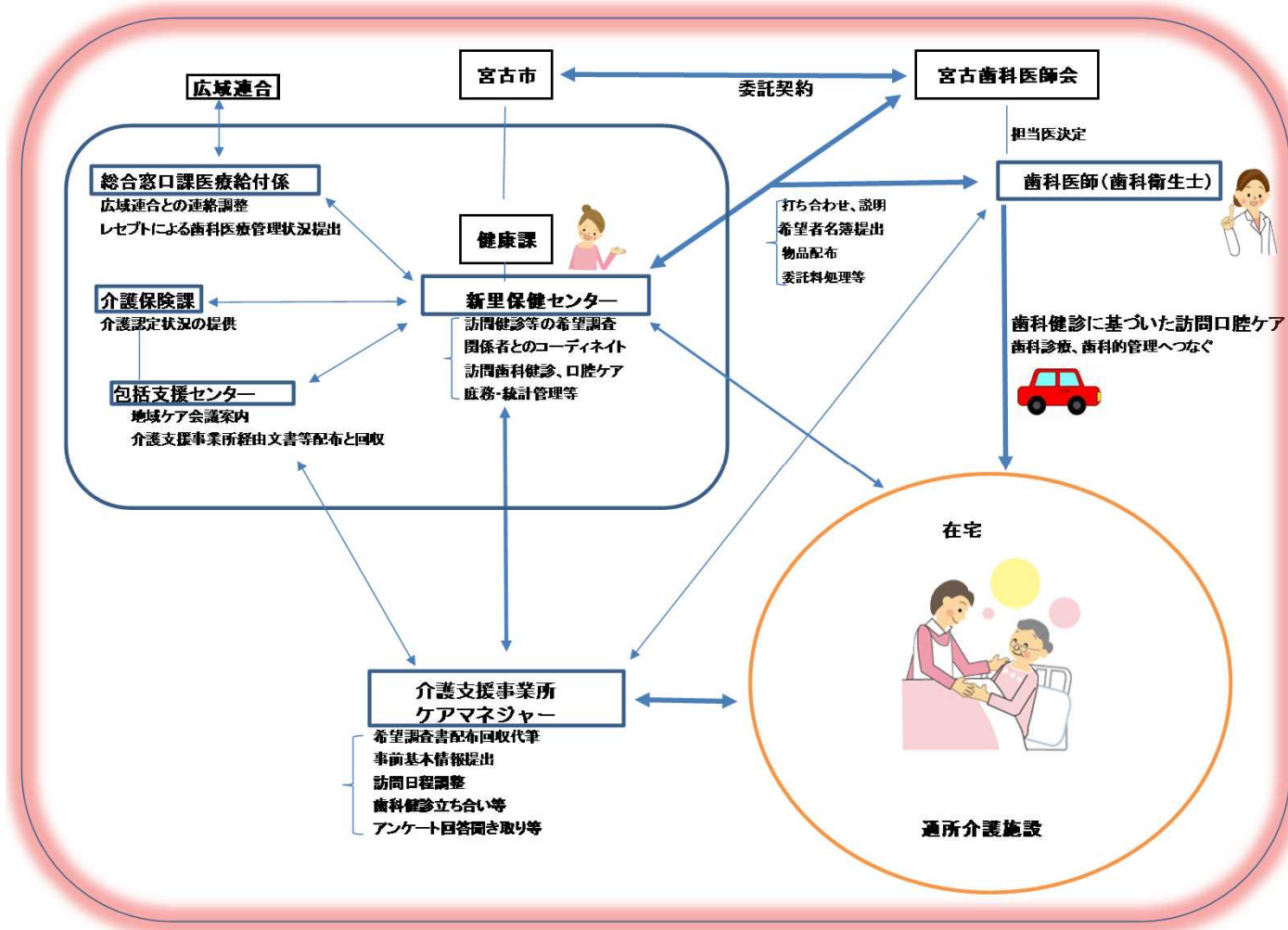
○評価方法

開始時と終了時における歯科健診結果および「事前基本情報」、「訪問歯科健診事前アンケート」、「訪問歯科健診事後アンケート」より行う。

○評価項目

- (ア) 口腔ケアの回数が増えた人の増加
- (イ) 口腔衛生状態の改善した人の増加
- (ウ) 本人や家族の満足度
- (エ) 直近1年間における発熱状況との事業開始後における発熱回数
(ただし明らかに他の原因と判定された場合は除く)
- (オ) 誤嚥や窒息の改善した人の増加
- (カ) 歯科治療の有無

訪問歯科健診等モデル事業実施体制図



歯科医師会等との連携の工夫

歯科医師会や介護事業所等およびその他関係機関の委員からなる宮古市歯科保健推進連絡協議会があり、歯科保健の効果的な推進を図ってきた。

歯科保健事業は歯科医師会に委託あるいは連携し実施している。

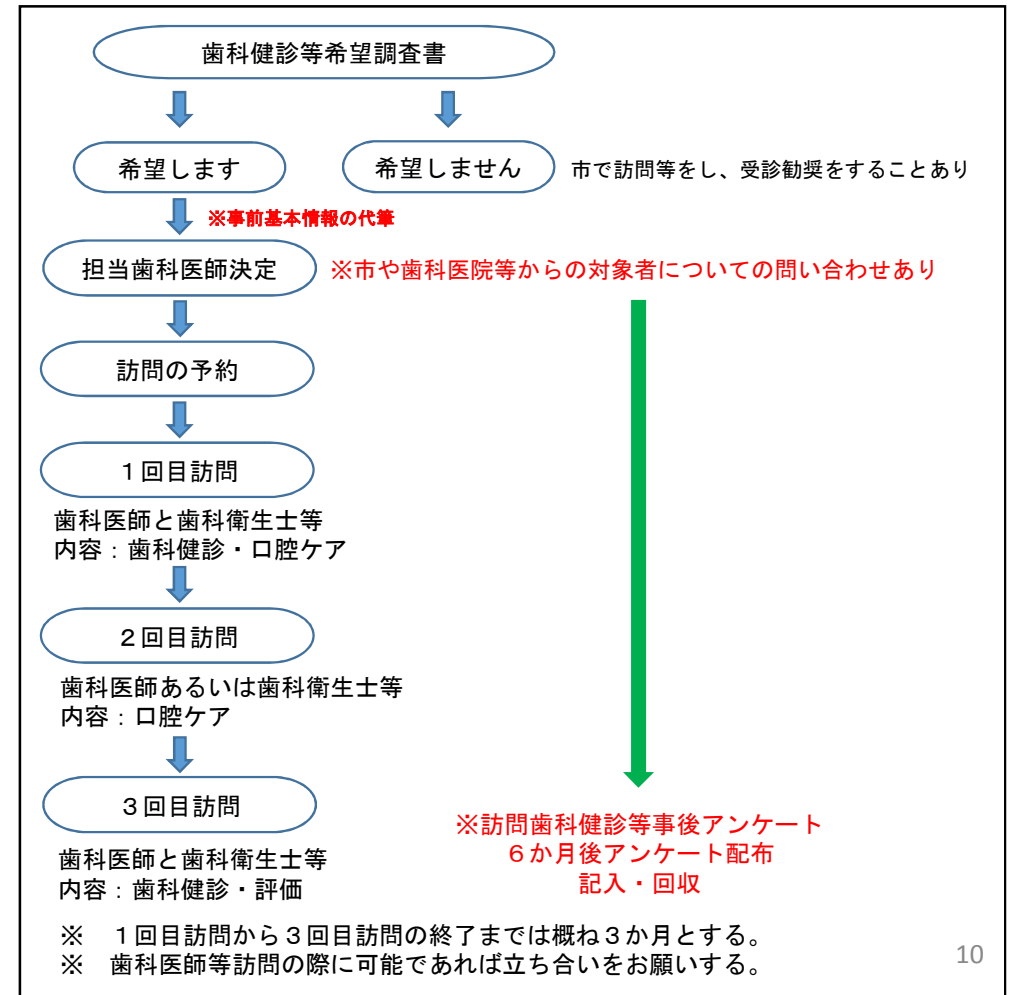
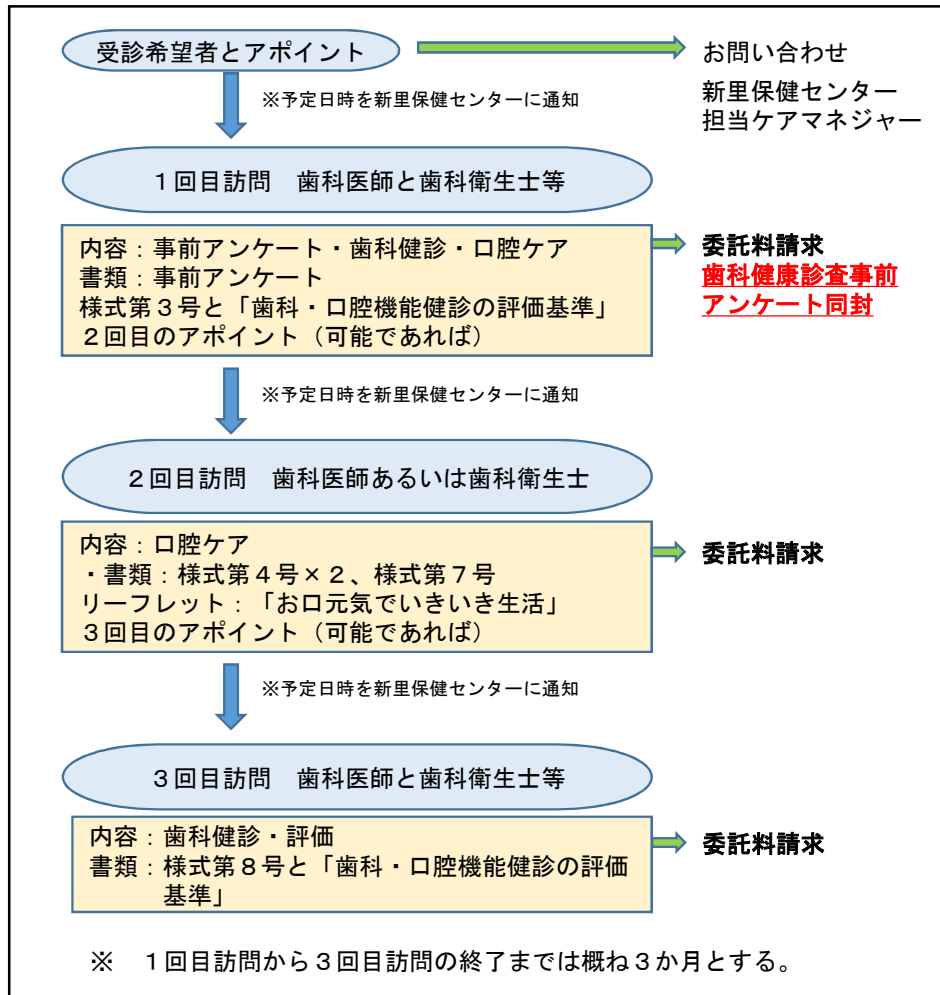
会長の理解と協力があり、打ち合わせ等がスムーズに行えた。

実施に当たっては、担当歯科医師を個々に訪問し丁寧な説明を行っている。

歯科医師・介護事業所フロー図

歯科医師

介護事業所



口腔ケア事例①-1

女性 82歳 要介護3 夫婦のみの世帯

専用の義歯用歯ブラシを知らなかったが、紹介・配布したことにより使用するようになり、それまでと比べ要領よく効率的に洗浄することができるようになった。

口腔ケア事例①-2

舌ブラシの使用を開始した。舌ブラシは、歯ブラシではない専門の形態の方が理解しやすく使用が容易であり、舌苔が減少している。

口腔ケア事例①-3

義歯洗浄がうまくできるようになり、義歯破折(レジン歯脱落)の治療を受け、修理が完了した。

1回目訪問時



3回目訪問時

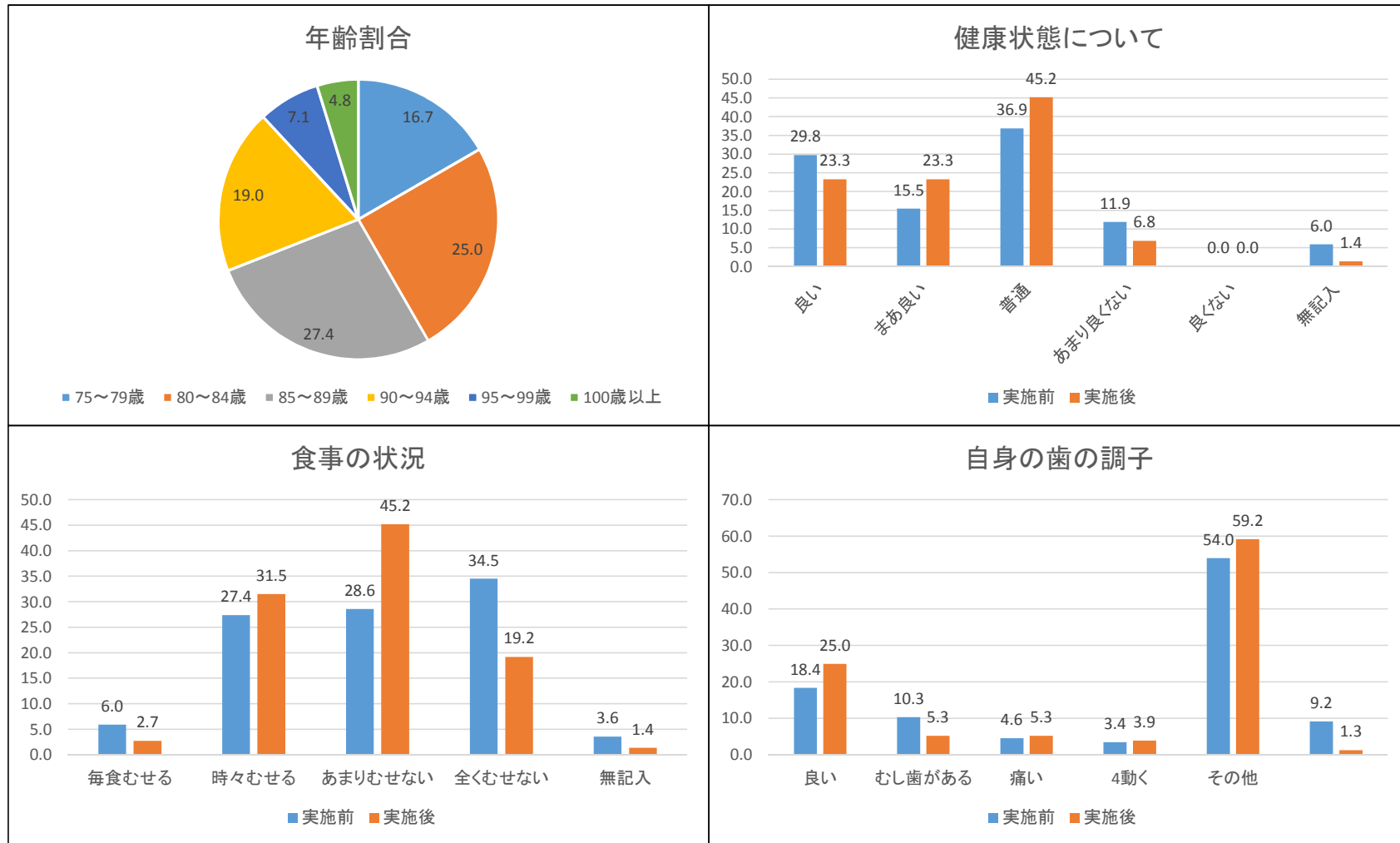


口腔ケア事例②

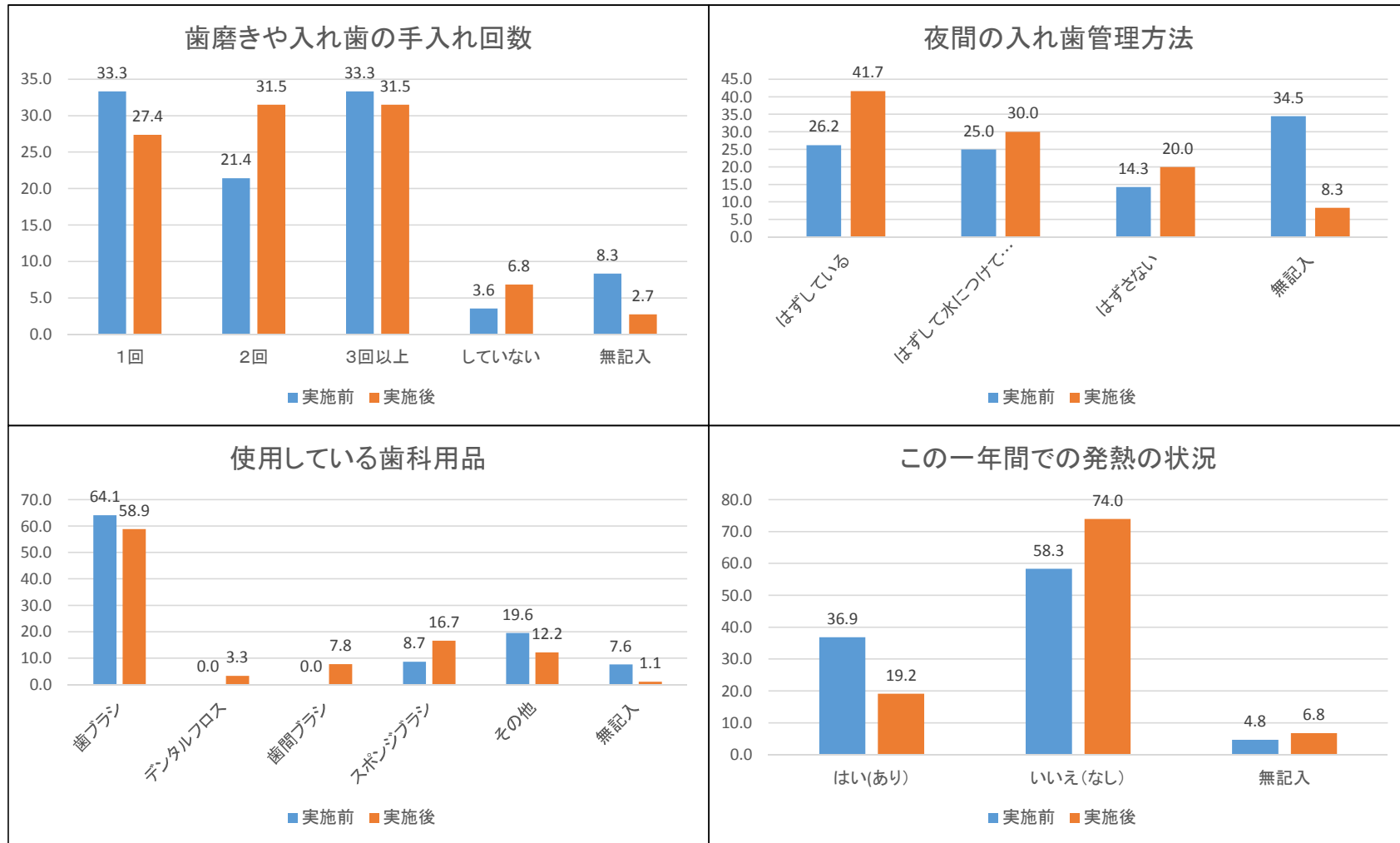
女性 90歳 要介護 3

頬のふくらしも可能となり、口腔周囲運動は良好となった。

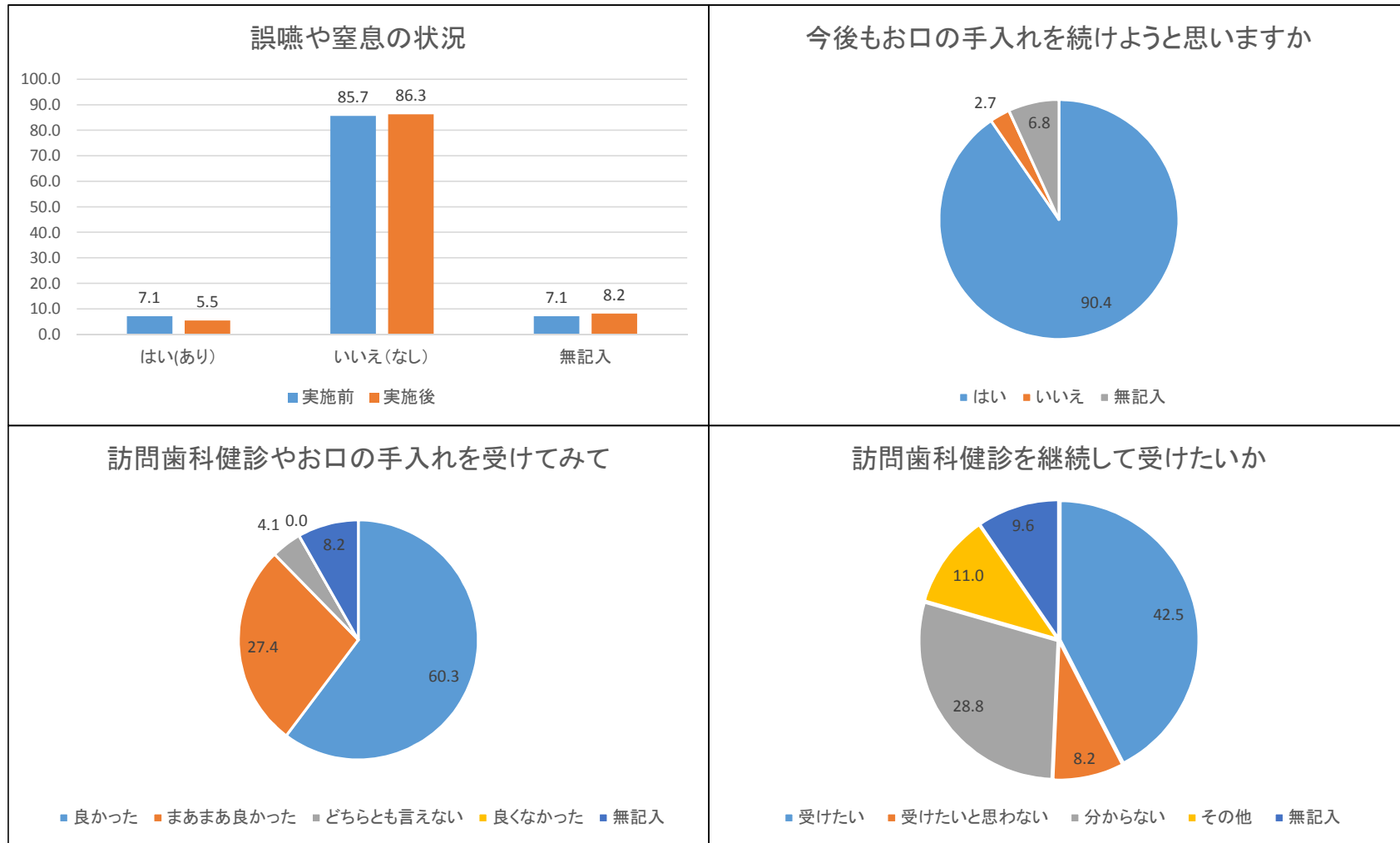
受診者の状況①



受診者の状況②



受診者の状況③



評価及び成果

○評価項目

口腔ケア回数が増えた人 19.2% (14人/73人)

口腔衛生状態の改善した人 59.0% (36人/73人)

本人や家族の満足度（良かった、まあまあ良かったの合計）87.7%
直近1年間における発熱状況と事業開始後における発熱状況 発熱は31人（36.9%）から14人（19.2%）に減少し、5回以上の発熱は3人から1人に減少した。

誤嚥や窒息の改善した人の増加 誤嚥は6人（7.1%）から4人（5.5%）となり、誤嚥回数5回以上は同一の1人であった。

歯科治療の有無 9人/34人

評価及び成果

○成果

- 適切な口腔ケアを開始することができた。
- 要歯科治療とされた34人のうち歯科治療受診者は9人であった。
- 歯科健診等を通して歯科医療関係者と交流ができ、また受診者本人や家族の半数以上が知らなかった訪問歯科診療についての知識を得ることができた。
- 平成28年度は歯科医師会委託となり歯科医師18人、歯科衛生士10人が従事した。医療従事者にとっても要介護者等への歯科保健および歯科診療への契機となった。

モデル事業を通して見えてきたこと

- 歯科保健、口腔ケア等について理解の不足（普及啓発の不足）
- 医療保険や介護保険において歯科に関する管理等を受けている方が少ない
- 歯科医院の事情により訪問や継続の困難なケースがある
- 希望者の募集から予定人数確保まで（想定数の求め方にもよると思うが）
行政の業務負担が大きい
- 委託業務の範囲による業務量とマンパワーのバランスのとり方が難しい